

八王子市入札契約制度検討会開催要綱

(開催)

第1条 本市の入札契約制度について意見聴取等を行うため、八王子市入札契約制度検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(意見を求める事項)

第2条 検討会の参加者は、次に掲げる事項について市に意見を述べ、相互に意見交換等を行う。

- (1) 総合評価方式における評価項目、運用方法等に関すること
- (2) 前号のほか、入札契約制度に関すること

(参加者)

第3条 検討会の参加者は、次に掲げる者とする。

- (1) 経営改革担当部長
- (2) 法務文書担当部長
- (3) 契約資産部長
- (4) 建築管理担当部長
- (5) 道路交通部長
- (6) 学校教育部長
- (7) 学識経験を有する者 3名

(開催期間)

第4条 検討会の開催期間は、令和6年（2024年）3月31日までとする。

(会議)

第5条 検討会は、事務局である契約資産部契約課が招集する。

- 2 検討会には、必要に応じ座長を置くことができる。
- 3 座長は、契約資産部長が担当する。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、契約資産部契約課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年（2023年）4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年（2024年）3月31日に廃止する。